

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い (重要)

明日発令される緊急事態宣言を受け、「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い」の一部が変更になっています。変更点については、太字にするとともに、下線を付けております。ウイルスを学校に持ち込ませないための対策です。ご理解とご協力をお願いいたします。

対象者		出席停止の取り扱い
<u>感染者</u>		<u>出席停止</u>
濃厚接触者	児童本人	出席停止 ※検査結果陰性でも 14 日間は登校不可
	同居家族	検査結果が陰性であれば登校可（それまで出席停止）
健康観察対象者（濃厚接触ではないが、陽性者との接触があった場合で、保健所がそれと判断した者）PCR 検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可
	同居家族	検査結果が陰性であれば登校可（それまで出席停止）
風邪症状があり PCR 検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可
	<u>同居家族</u>	<u>出席停止</u> ※検査結果が陰性であり、 <u>風邪症状がなくなれば</u> 登校可。
上記以外で入院・手術のために PCR 検査を受ける	児童本人	登校可 ※主治医の指示に従うもの
	同居家族	登校可
発熱等の風邪症状が見られる	児童本人	出席停止
	<u>同居家族</u>	<u>出席停止</u> <u>※風邪症状がなくなれば、登校可</u>